

2014年7月11日

国土交通省近畿整備局

代表者様

UR都市再生機構西日本支社

代表者様

日本共産党茨木市会議員団

代表者 朝田 充

072-621-8534

日本共産党箕面市会議員団

代表者 神田隆生

072-729-0338

大阪茨木市民運動連絡会

代表幹事 田窪五朗（弁護士）

連絡先 072-624-5461（担当・畑中孝雄）

国際文化公園都市（彩都）特定土地区画整理事業

及び東部地区事業に関する申し入れ書

URを施行者として1994年に着工した、標記事業（743㍊）は2013年1月のUR事業計画（第5回変更）で、UR施行の認可区域から東部地区（367㍊）を除外し、同じく2014年1月のUR事業計画（第6回変更）で、「（西部・中部事業376㍊）収束」宣言を行った。本事業は2016年度中に工事を完了し、2018年度には保留地とUR所有地の処分（2013年度末73%）を終了し、「収束」と考えられるが、私達が当初の事業計画から指摘してきたように、地価の下落と宅地需要の激減で莫大な赤字を計上することとなった。経済情勢の変化を無視して強行した現状と結果及び責任について、国とURに、明確な釈明を求めるものである。しかるに、「彩都推進協議会東部地区検討会（URも参画）資料」では、URは除外した東部地区について、URの果たす役割として、①地権者の合意形成を図る（地権者に対する取り組み内容の説明、事業に対する意向把握、意識啓発活動の実施、事業化に向けた啓発活動）②事業協力者を確保する（事業に協力できる民間事業者の確保）。③事業支援策等の実施（技術支援のほか保有地の有効活用など事業支援を行う）として、実質的に施行者の立場を継続する行動を行っているのは重大である。もとより該当地域にURは先買い地として、約87.3㍊の土地を保有しているが、早急に素地処分するのが、「閣議決定」の趣旨である。また該当地域の5割の土地は大手民間デベロッパーが保有しており、その救済以外のなにものでもなく、「超こまぎれ開発」による乱開発と関係自治体の多額の財政負担も避けられない。よってURは本事業の経過からして、東部地区の組合施行土地区画整理事業から文字通り、完全に撤退するよう強く求めるものである。